

第1章 梶原町の現状整理

1) 地域特性

(1) 自然・地理的条件

① 自然条件

本町は、高知県中西部に位置し、面積236.51k m²の広大な地域である。標高は、南部の220m から北部四国カルスト地帯の1,456mと大きな高低差がある。地形は、急峻な四国山地に抱かれており傾斜地が多く、平坦地は町を二分するように南流する梶原川とその支流沿いに点在している。

気象条件は、年平均気温13.4℃（最高36.0℃、最低－10.3℃）、年間降水量2,630mm（いずれも平成2年～平成11年）と比較的温暖で多雨地域である。しかし、冬季には積雪もみられ、中央部でも0.3～0.6m、北部山岳地では1.0～1.5m に及ぶこともある。また、夏秋期には、台風や豪雨により農林産物、公共施設等への災害も多い地域である。

② 地理的条件

本町は、県都高知市より82km、高幡広域圏の中心都市須崎市より47km、また、松山市、宇和島市からもそれぞれ約100km、51kmの位置にあり、北側及び西側を愛媛県と接している県境の町であり、その北側は四国カルスト県立自然公園で久万高原町と接し、西側は雨包山～高研山～地藏山を結ぶ山系をもって愛媛県の鬼北町と接している。東側は津野町、東側から南側にかけて四万十町と接している。

町域を通る国道197号、439号、440号の3路線、主要地方道2路線及び一般県道4路線が町内外と通じている。国道197号の愛媛県側は全線改良となり、国道440号についても高知県側は全線開通となり、四国カルスト直下への地芳トンネル工事も平成20年前半には通行可能となる。また、本四連絡の三橋が開通し、四国四県の県都につながる高速道路も順次、計画整備されている。

広域交通網の整備により、南四国の交通、物流の中継点及び観光産業の中核地点として、従来の地理的遠隔性から脱却した新たな展開が可能な位置にある。

■ 位置図



(2) 沿革

本町は、延喜13年（西暦913年）津野経高公がこの地に入り、開拓によって津野荘を築いて以来687年間津野氏の所領となり、地域の政治、文化の中心地として発展してきた。慶長5年（1600年）、山内氏の所領となり、梶原6ヶ村、東津野3ヶ村をもって「津野山郷」と称し郷制を執ってきたが、明治維新の変遷を経て、明治4年（1871年）高知県の所轄となった。

そして、明治22年（1889年）の市町村制実施により、梶原、越知面、四万川、初瀬、中平、松原の6ヶ村を1つの自治区として「西津野村」と称し、全国屈指の大村として発足した。その後、明治45年（1912年）には村名を「梶原村」と改め、さらに昭和41年（1966年）、町制を施行して「梶原町」と改称し、現在に至る。戦後における町村合併法の適用をうけることもなく、同一行政区域のままであり、旧村単位で梶原東・梶原西・越知面・四万川・初瀬・松原の6区と53の字に分けられている。

(3) 人口及び世帯

平成17年の国勢調査での総人口は4,625人（男性人口2,280人、女性人口2,345人）で、年少人口503人、出産年齢人口2,458人、高齢人口1,664人である。少子高齢化が進み、特に高齢者比率は高くなっている。

就業人口は、第一次産業就業者数945人、第二次産業就業者数752人、第三次産業就業者数975人である。

総世帯数は1,930世帯で、農家数697世帯、林家数853世帯である。

(4) 住環境の状況

本町の集落は、拠点といえる町中心部と準拠点としての旧郷村の中心であった集落6地区があり、その他は散在した集落となっている。

近年の道路整備によって集落間の連絡は便利になっているが、高齢化・過疎化により、集落機能の維持が困難となりつつある集落も増えてきている。そこで、人口定着による機能維持を意図し、若者定住対策事業等を実施している。

また、公営住宅では住宅のモデルとなるような木の里にふさわしい住まいづくりを進めてきたが、法律の改正により、入居者の家賃負担が高額となる場合も見受けられ、今後は、必要とされる公営住宅の厳選と計画的な整備、高額所得者の持ち家化を図るなどの取り組みが望まれる。

(5) 土地利用の状況

土地利用の状況は、以下に示すとおりである。全町域面積の約91%を占める林野は、人工林が多く、戦後に植林された森林は生長が旺盛な時期にさしかかっている。農地については、経営規模は零細であるものの集約性の高い野菜の施設園芸が定着している。宅地については全町域の0.4%にすぎず、町中心部及びその周辺部では宅地の購入が困難な状況にある。

2) 上位・関連計画における位置づけ

(1) 梶原町総合振興計画からみた景観形成の取組み

梶原町総合振興計画（平成13年～22年）から、本町の景観形成に関わる記述を整理すると以下のとおりである。

項 目	内 容
①町中心部	・町中央部の住宅地域は、梶原の景観にふさわしい町並みを形成し、うるおいのある居住の場としていく。 ・歴史民俗資料館、ゆすはら座、維新の門（群像）、掛橋邸等の整備を図り回遊できる街なみ、町中心部の活性化を促進する。 ・安心して買い物ができる空間づくりや、コミュニティ空間として憩いの場である商店街づくりを推進する。 ・交流・文化の拠点となる公共施設（梶原町総合庁舎・地域活力センター等）を積極的に活用し、情報発信力を高めていく。 ・歴史民俗資料館の民俗資料とゆすはら座、掛橋邸などの保存と活用に努める。
②集落	・各拠点集落は、その個性・特性を活かしながら、集落としての維持・日々の生活が続く機能を高めていく。
③住宅	・梶原町住宅マスタープランの普及を図り、まちづくりの視点に立ち、住宅、住環境整備に関する施策を総合的に推進する。
④農地	・耕作継続が困難な農地については、集落協定、農作業の受委託、農地の流動化の促進などを図り、農地の荒廃化を防ぎ、有効利用を促進する。 ・農林業のもつ公益的機能を重視した国土保全や景観の維持を核とするまちづくりを目指す。 ・棚田等の景観については、農用地としての効果的な利用に配慮しながら保全を行う。
⑤森林	・ふるさと景観を保全するため、貴重な天然林を守っていく。 ・本町の豊かな自然環境を積極的に保全するとともに、自然環境を活かした体験型観光・交流を図っていく。 ・水源地上流については、間伐の推進、広葉樹林化に努める ・環境保全のため、また豊かな生態系クマタカを有する森林を整備する方法として、複層林化、広葉樹林化、天然更新の導入をあわせて進める。
⑥景勝地 （森林・河川等）	・四国カルスト、四万十川源流域である梶原川・北川川・四万川川及び、鎮守の森をはじめとする豊かな自然景観を積極的に保全し、活用していく。 ・四国カルスト、四万十川源流域を活かした広域的な観光振興に取り組んでいく。 ・河川景観の保全に努め河川を体験学習、レクリエーションの場として活用していく。
⑦道路等 社会基盤	・本町の豊かな自然環境を後世に伝えるとともに、人々が安心して暮らせる生活環境を実現するため道路整備等の基盤整備を進める際には、自然景観、生態系に配慮した工法の導入を図る。

(2) 景観・まちづくりのこれまでの取組み

梼原町では、平成 15 年度に梼原町住宅マスタープランを作成し、これをもとに平成 16 年度から町中心部における街なみ環境整備事業を推進している。この事業には、景観軸としての国道 440 号の拡幅整備などといった「まちの整備」や、住宅・建築物の景観形成への誘導といった「住宅・建築物の整備」を位置づけている。

これに基づいて平成 16 年 3 月に「梼原町街なみ景観要綱」を作成し、景観形成基準を定めた地区指定を行い、景観形成を推進している。

また、景観法に基づき平成 17 年 4 月 14 日に高知県の同意を得て景観行政団体になる。

〈展開方針〉

●地場産材（木、石、土）を使ったまちづくりをめざす。

四万十川の源流域に位置している梼原町は、恵まれた森林資源によって豊かな四万十川の水を生み出してきたように、豊かな自然によって文化も育まれてきた。地域の自然環境とのかかわりによって地域の文化を育んでいくことは、今後も未来へ引き継いでいく大切なことであり、家と街なみづくりに地場産材を利用していくことも地域の文化を育むことにつながる。

●資源循環型社会づくりをめざす

梼原の先人たちは、長い歳月の中で、こうした森林や水のもたらす恩恵に与（あずか）る一方、その恵みを受ける源（森林と水）を守ることも同時に考え、森林と水と共生する資源循環型の社会を当たり前とした生産や生活を築いてきた（「梼原町総合振興計画」基本構想）。地場産材を使ったまちづくりは、こうした資源循環型社会づくりにもつながっていくことになる。

●「やすらぎ」をつくりだし、「もてなし」をあらわすまちづくりをめざす。

地場産材をつかって、家づくり・街なみづくりをすすめることは、住んでいる人にとっては日々の暮らしの中に「やすらぎ」をつくりだしていくことになる。また外から梼原町を訪れるひとにとっては、「ほっとする」「おちつく」気分になり、それが「もてなし」をあらわすことになる。



基本方向

木と水をいかした、やすらぎともてなしのあるまちなみづくり

3) 景観形成上の課題整理及び対応方針の検討

(1) 景観形成に係る特性の整理及び景観形成上の課題

良好な景観を形成し、まちづくりを行っていくために、地域住民の方に平成17年・平成19年に実施した意識調査・アンケートを踏まえ地域の景観資源を整理し、また景観形成に係る課題を地域類型に整理した。

地域類型	地域の景観資源	景観形成上の課題
森林	モミ、トガを主とした樹齢数百年の立木と巻き込まれた切株が群生している日本有数の貴重な原生林景観	・貴重な原生林における樹木と林層の維持・管理
	林層や山の形によって歴史風土を育んできた森林景観	・歴史風土を育み、集落を包む背景としての森林保全 ・複層林化など森林維持施策の継続 ・人工林は、間伐等適正な管理に努める
公園	カルスト特有の石灰岩による奇石群などの景観を保ち、多くの観光客でにぎわう自然豊かな景勝地	・地域のシンボルとなるカルスト台地の保全と活用
	梣原の歴史的・自然的魅力を凝縮した交流と学習機能を果たし、多くの観光客を集める緑豊かな公園景観	・公園の維持・管理 ・周辺景観と調和した施設の維持、管理
河川	親ヶ渚溪谷、八百とどろ等の溪谷と林層が一体となった特色ある河川景観や鮎釣り、ピクニックといったレクリエーションの場となる梣原川、四万川、流れの変化を見せる小さな滝やよどみ	・河川の水質保全と河床、護岸等の景観の維持・保全（自然工法の採用） ・来訪客に紅葉など四季折々の季節感を感じるための河川周辺樹木の広葉樹化
道路	山の切れ目から見える溪谷、河川沿いの眺めなど移動に伴い変化する景観 自然にやさしい法面処理と背後の森林が調和した美しい道路（自然石、ポット苗緑化工法）	・自然と一体となった変化に富んだ美しい道路景観の形成
	坂本龍馬脱藩の道、維新の道など、木立の中の歴史的な道路沿道景観	・歴史を感じる景観形成に向けた古道の環境整備
	道の駅、農産物直販所、雲の上ホテル・温泉など山間地景観のポイントとなる道路沿道施設景観	・道路景観にうるおいとやすらぎを与える道路沿道施設の維持・管理
農地	山間地における棚田の美しい景観（特に神在居の千枚田とその周辺の風景）	・棚田の荒廃の防止 ・棚田の石組の維持・保全 ・周辺景観と調和した建造物の維持 ・屋外広告物のコントロール

地域類型	地域の景観資源等	景観形成上の課題
集落地	梶原の集落は、前面の川と川沿いの平場（農地等）、斜面を活かした住宅が創り出す各集落特有の景観（自然地形が創り出す美しさや石組と木造住宅の美しさ）	・周辺環境と調和した景観形成 ・山村集落独自の歴史・文化の活用・保全
町中心部	国道 197 号現在、国道整備が進められている幹線道路沿道地域の賑わい景観	・建物更新と併せた、周辺環境と調和した街なみ景観の誘導 ・屋外広告物のコントロールや電線類の地中化等による景観形成
	梶原町総合庁舎、ゆすはら・夢・未来館、歴史民俗資料館などの緑と建物の調和した景観	・公共施設の緑化・修景による景観形成
	三嶋神社、ゆすはら座、茶堂などの歴史性の高い町のシンボルとなる景観	・景観的に重要な既存施設の保全・活用
	吉祥寺、維新の門、六志士の墓地の周辺の高台に位置するまちのシンボルとなる景観	・町中心地からの眺望ポイントとしての景観整備
	山々に包まれ、まとまりのある市街地景観	・建物更新と併せた、周辺環境と調和した街並み景観の誘導 ・市街地内に点在する歴史・文化施設のネットワーク化
	市街地内をゆるやか流れる梶原川、三嶋神社の参道で屋根付きの梶原らしい木橋である神幸橋	・うるおいある河川景観と調和した橋梁の維持・掛け替え ・河床、護岸等の景観形成（自然工法の採用）
	市街地を包み込み、市街地の背景となる山々の森林景観	・市街地と一体となった森林景観の維持 ・屋外広告物のコントロール

(2) 梶原町全体における景観形成にかかる特性の整理

景観計画区域において良好な景観形成を図る上での重要な景観資源を整理すると以下のとおりである。

- ・ ししまる地区の国道幹線道路沿道地域の魅力と賑わいある景観
- ・ 役場庁舎、ゆすはら・夢・未来館、歴史民俗資料館などの緑と建物の調和した景観
- ・ 三島神社、吉祥寺、維新の門群像、六志土墓地の市街地周辺の高台に位置する市街地のシンボルとなる景観
- ・ ゆすはら座、歴史民俗資料館、茶堂などの歴史・文化性の高い町のシンボル景観
- ・ 町内を流れる3本の河川とそれに架かる橋梁
- ・ 町全体を包み込み、町の背景となる山々の森林景観
- ・ 雄大な四国カルスト
- ・ 歴史・文化の香る脱藩の道
- ・ 日本最後の清流の源流域の河川軸
- ・ 梶原の昔ながらの風景をとどめている集落群

(3) 課題の対応方針

梶原町は、広大な山間の町であり、その土地の91%が森林である。また、人々の生活空間は、町の中央部に位置する中心市街地を核に、3本の河川軸（梶原川・四万川・北川）と3本の国道（国道197・国道439・国道440）に沿って散在し、景観資源も散在している。

住民は、梶原の森林と河川と山間集落が一体となった景観そのものが貴重な資源であることを理解し、今後もこの景観を守っていきたいと考えている。

本町では、広域交通網の整備や観光交流を活かして交流人口の拡大による地域振興を考えている。このため、町中心市街地における国道整備による地域の賑わい活性化を目指し、まちづくり整備を進めている。それに併せ地域住民と共に、まちの将来像とあわせた良好な景観形成を推進している。

また、全町的には災害で孤立するような地域もあり、地域の連携や安全の確保のためには、まだまだ道路や河川等の整備が必要な地域も多く見られる。

このように様々な課題があることから、全町的な景観に配慮した整備・維持保全を検討していく。従って、道路や河川、建築物・工作物等の整備にあわせて、景観形成の先導的役割を担うためにも景観重要公共施設の整備に関する事項を定め活用していく。また、基本理念や基本方針に沿って景観づくりを一步一步、進めていく。

今後は、町中心部における街なみ環境整備事業・まちづくり交付金事業や国道整備など進行中の事業や神在居地区で進められているオーナー制度などを通してモデルとなる役割を担う地区や四万十川5市町（四万十市・四万十町・中土佐町・津野町・梶原町）で今も残る良好な景観を保全・活用していくために広域で連携し四万十川流域の美しい景観づくりに取り組んでいる地区を重点的に支援し、町民一人ひとりの景観まちづくりに対する意識や関心を高めていく取組みを今後も継続的に行うとともに、行政においても、景観に係わる関連部署が横の連携を取りつつ、総合的な施策の展開を図れるよう、景観形成促進のための体制を整える。その他の地区についても町民・事業者・行政が協力し計画的に景観づくりを進めていく。

町総合振興計画の基本理念である「森林と水の文化構想」を育んでいく上でも、住民が地域に愛

着を持ち誇りを育み未来へ引き継いでいくため、町全域を対象とした規制誘導方策が必要であり、町全域を対象とした景観計画区域の指定を行い、町の自然環境の保全と良好な景観保全を意図した景観計画策定の主旨を広く住民に伝え、景観計画の主旨に照らし合わせた指導を景観行政の一環として進めることとする。

第2章 良好な景観形成に関する基本方針

1) 景観計画の目的

本町は急峻な四国山地に抱かれ傾斜地が多く、河川沿いに平坦地が点在している。町の91%を占める森林とともに、四万十川の源流である梶原川、四万川川、北川川の河川は、梶原の歴史風土を育んできた資源であり、生活文化を含めた総合的な「眺め」そのものがこの地の景観資源である。

本町には日本人のふるさとである原風景がそのままの姿で残っており、多様な自然や生態系、美しい風景や伝統文化が豊富に残されており、自然環境や国土の保全など多面的で重要な役割を果たしている。しかし、今、地域では高齢化・過疎化によるコミュニティ機能の低下が進んでおり、「集落消滅」の危機感を抱いている。そのためにも、この景観計画策定を機に自らの故郷をみなおし梶原の景観は町民共有の財産であることを認識し、自分たちで守り未来へと育み創り、快適な生活環境と地域の活性化を図り、その方向性を検討していくことが大切である。景観計画策定を通じて町民、事業者、町が役割分担しながら連携を図るものである。本町の素晴らしい風景、伝統文化、これらの良好な景観を維持・保全し住民一人一人が誇りと自信を持ち未来へと引き継いでいくため、景観施策を総合的に講ずる梶原町景観計画を策定する。

この計画は、景観法に基づき、本町における良好な景観形成に関する理念や、景観計画の区域、景観形成の方針、届出を要する建築行為等の基本事項をまとめたものである。



四国カルスト・風車



梶原川にかかる沈下橋

2) 基本理念・目標と良好な景観の形成に関する方針

(1) 基本理念

梶原町の景観づくりを進める際に、町民・事業者・町が共有する基本理念は、梶原町総合振興計画の基本理念を踏まえ、この計画の基本理念に定める。

梶原の特色ある歴史風土や魅力ある梶原の景観を町民共有の財産として認識し、人々の営みが育んできた森林と水の保全に努め、美しい国土と梶原の文化を守るとともに、この優れた山々の緑、溪谷の清らかな流れと日常の生活が織りなす「やすらぎ」と「もてなし」の景観を育むことにより、長期的な視点にたった景観形成を進め、新たな観光交流の振興に活かし、町の活性化と魅力や価値をより高め健全な発展に寄与し、梶原町の特性にあった景観形成を進めるものとする。

(2) 梶原町全域における景観形成の基本方針

〈梶原町全域における景観形成の基本方針〉

「森林と水の文化」を未来へ継承する景観づくり

四季折々の彩りを織りなす「梶原の森林」、この森林から生まれた空気と水が、私たちの生命（いのち）を支えています。また、森林は、私たちに林産物等の生産財としての価値をもたらしてくれるだけでなく、癒しや潤いといった保健・環境財としての価値をももたらし、私たちの暮らしを豊かにしています。さらに、国土保全や、災害防止といった公益的な機能も発揮しています。千枚田の実りも、梶原の民俗文化を代表する津野山神楽も、森林を抜きにして語ることはできないし、存在もしなかったのです。

梶原の先人たちは、長い長い歳月の中で、こうした森林や水のもたらす恩恵に与（あずか）る一方、その恵みを受ける源（森林と水）を守ることも同時に考え、森林と水と共生する資源循環型の社会を当たり前とした生産や生活を築き、「もてなし」と「やすらぎ」のある地域社会を伝えてきました。これこそ、私たちの先人が培ってきた「森林と水の文化」なのです。

この先人たちの培ってきた森林と水の文化「自然と共に生きる知恵＝共生と循環の思想」にもう一度学ぶことを通して、誰もが「健康のよろこび」、「こころの豊かさ」、「環境の快適さ」を実感できる地域社会を築きあげることです。（町総合振興計画より抜粋）

これらの多様な景観を地域資源とし、町民と行政が一体となり、自主的に行っている地域での活動を広げ、景観に対する理解と意識を高めていくことが必要不可欠である。

従って、景観形成においても、梶原の歴史風土を育んできた森林と水の保全に努め、美しい国土と梶原の文化を守るとともに、この優れた山々の緑、溪谷の清らかな流れと農村集落が総合的に織りなす「やすらぎ」と「もてなし」の景観を守り育むことにより、新たな観光交流の振興に活かし、梶原町の活性化と健全な発展に寄与するものとする。

(3) 基本目標

基本理念及び基本方針を達成する景観づくりを行うために、以下のような区域ごとに異なる景観特性を踏まえた基本目標を定める。

(梶原町の豊かな自然を未来へと引き継いでいくための景観形成の共通の考え方)

もり

「森林と水の文化」を未来へ継承する景観づくり

●^{もり}森林を守り、育て、「もてなし」と「やすらぎ」のある森林景観づくり（森林）

町域面積の 9 割以上を占める森林は、「森林と水の文化」の源として「もてなし」と「やすらぎ」のある地域社会を伝えてきました。これからも、貴重な天然林を守りつづけるとともに、森林の広葉樹林化など、森林を育てていくことが求められている。豊かな生態系を有する森林として受け継ぎながら、四季折々の彩りを織りなす森林に育て、住民・来訪者に対して「もてなし」と「やすらぎ」のある景観の形成を目指す。

●地域固有の河川景観を守り、観光資源として活用する河川景観づくり（清流）

本町は、日本最後の清流として有名な四万十川の源流域に位置しており、この四万十川の支流である梶原川、四万川川、北川川では、親ヶ渚溪谷、八百とどろなどの地域固有の河川景観を作り出している。長い歳月のなかで形づくられたこの河川景観を未来へ継承するとともに、河川環境を活かした体験型観光・交流を図り、「うるおい」と「やすらぎ」のある河川景観の形成を目指す。

●歴史・文化的資源を活かした、歴史・文化の香り漂う景観づくり（歴史・文化）

本町は、高知県下の文化史上に確たる地位を築いた「津野山文化」を現在に継承するなど、町内には歴史・文化的資源が受け継がれています。この先人の残した貴重な資源を継承し、それに磨きをかけて、梶原独自の歴史の香る新たなふるさと文化を確立し、発信していくことが求められてる。これらの歴史・文化的資源と活動空間が一体化する、歴史・文化の香り漂う景観の形成を目指す。

●地域特性にあわせた市街地・集落の街並み景観づくり（市街地・集落）

本町の市街地・集落は、人口の集中する町中心部の市街地とそれを取り巻く旧村の中心地区及び散在する集落により構成されている。これらの市街地・集落は、山懷に包まれ、背後の山や川と一体的な景観が形成されており、今後もこれまで受け継ぎ、育ててきた地域特性と調和した市街地や集落の街並み景観の形成を目指す。

●農業活動の促進と融合した山間部の原風景である棚田景観づくり（農地）

本町は平地が少なく、農用地の多くは斜面地を利用した棚田（千枚田）となっている。この日本の山間部の原風景となるうるおいとやすらぎを与える景観を後世に残していくためには、自然と産業の共生を図りながら、農用地としての効果的な利用に配慮した保全、活用を推進し、積極的な農業活動の促進と融合した棚田景観の形成を目指す。

第3章 景観計画の区域

1) 景観計画の区域

梶原の歴史風土を育み、現在に継承されてきた良好な景観形成を今後も守り、育てていくために景観計画の区域は、梶原町全域とする。

地域住民が先導的な役割を担いまちづくりの取り組みや良好な景観形成に向けた熟度も高い区域、梶原固有の自然や歴史・文化が薫り景観維持・保全が必要とされる区域、今後新たに良好な景観づくりを進める必要がある区域を景観重点区域とし、各区域の特性にあった景観まちづくりを進めるために各景観計画区域の中を区分し、個別の規制誘導策を検討する。「景観計画区域」を「景観重点区域」と「一般景観区域」に区分し、届出対象行為や景観形成基準については区分された区域ごとに定める。

■ 景観計画区域図

全町域を景観計画区域とする。ただし、景観重点区域と一般景観区域とに区分し、景観計画の運用を進める。



2) 重点的に景観形成を図る区域（景観重点区域）

景観形成のモデルとして地域住民が先導的な役割を担いまちづくりの取り組みや良好な景観形成に向けた熟度も高い区域、桤原固有の自然や歴史・文化が薫り景観維持・保全が必要とされる区域、今後新たに良好な景観づくりを進める必要がある区域を景観重点区域として定める。

（１）ししまる地区

本地区は国道 440 号の拡幅工事により国道の整備や沿道建物の建て替えが進むとともに、桤原の顔となる賑わいのある街なみを形成してきている。地区内には役場庁舎等公共施設には桤原産材を利用した建物や桤原らしい歴史・文化の香り漂う建築物等が点在している地域でもあり、自然と一体となった変化に富んだ美しい景観を形成している。



（２）神在居地区

桤原町は、標高 220～1455mとかなりの高低差がある地域で、平地が少ないことから山あいの傾斜を利用した農耕作が発達しており、多くの棚田が形成されている。



このなかでも、本町の玄関口に位置し、国道 197 号の風早トンネル上に広がる「神在居の千枚田」は、数多くの田んぼが創り出す美しい風景を形成している。

桤原町を訪れた作家・故司馬遼太郎氏は、天に向かって幾重にも重なる千枚田の絵模様を見て「農業が築きあげた日本のピラミッド。万里の長城にも匹敵する。」と驚きの声を挙げたほどで、山里の知恵が創り上げた「暮らしの芸術」として多くの人に認知されている。

（３）四万十川源流ゾーン

「日本最後の清流」といわれる四万十川の源流域に位置する本町には 3 本の緩やかに流れる美しい河川がある。それぞれの河川には、沈下橋や木橋が架かり清流に親しむ空間があらこちらにある。この大切な宝物を住民共有の財産として、後世に引き継いでいくために、保全し、その価値をいっそう高め、観光振興の発展へとつなげる。

（４）歴史・文化が薫るゾーン（脱藩の道・茶堂）

坂本龍馬や勤王の志士たちが日本の夜明けを夢見て駆け抜け、使命感に燃えて翔た道のりは「脱藩の道」と呼ばれ、町内を横断するように走っている。現在も多くの人々が龍馬に憧れ、自分と向き合いゆっくりとした時間を過ごし見つめ直すために訪れている。また、脱藩の道が通っている集落と集落の境には「茶堂」と呼ばれる小さなあずま屋が今もなお残っている。茶堂は桤

原を訪れる旅人を優しく茶菓でもてなし、また旅人によりもたらされる外部からの情報収集の場としても重要な役割を担っていた。21 世紀になった現代でも客人信仰は今なお受け継がれ、梶原独自の人情の細やかさ、山里深い地にありながら、たくさんの人々が訪れるのも、もてなしの文化が息づく梶原のあらわれなのだ。

(5) 四国カルストゾーン

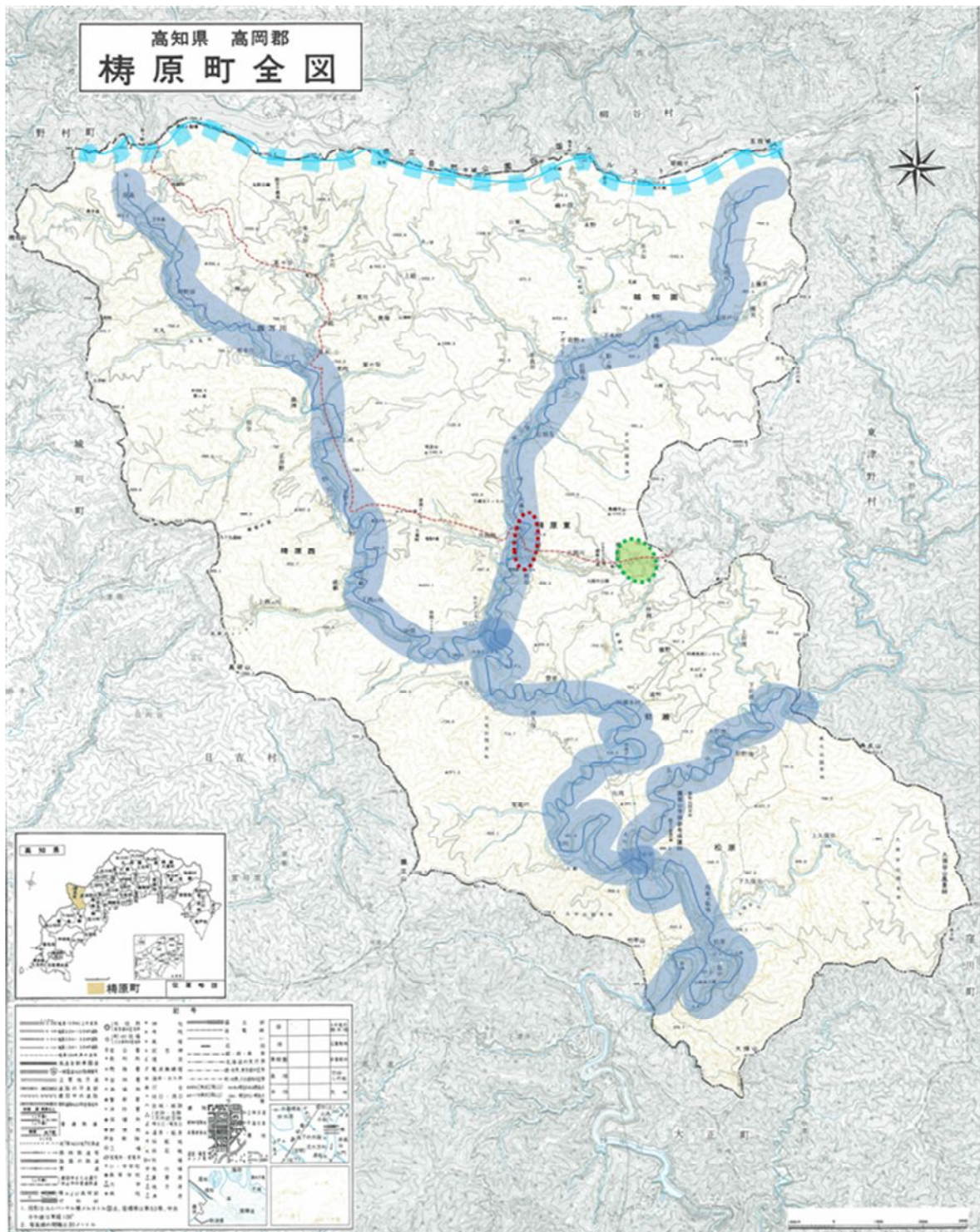
愛媛県と高知県との県境にある標高が約 1,400m、東西に約 25km に広がるカルスト台地である。日本三大カルスト（四国カルスト、山口県の秋吉台、福岡県の平尾台）のひとつで、その中でも最も高い標高からは石鎚山などの周辺の山々が一望できる。西から大野ヶ原、五段高原、姫鶴平（めづるだいら）、天狗高原（てんぐこうげん）（標高 1485m）まで、なだらかな山肌には、夏は草に覆われた緑の絨毯、秋はススキが一面に広がり、一年を通して四季を楽しむことができる。浸食作用で地表に露出した白い石灰岩が点在している。自然が作りだした奇岩絶壁や珍しい地形、自然現象など雄大な景色が楽しめる。乳牛の放牧地帯としても有名で、多くの牛が放牧され、カルスト特有の風景をさらに牧歌的にし、多くの人々が訪れる観光地となっている。夜は満点の星空を望むことのできる美しい自然の中にあり圧巻の景観を醸し出している。またアクセスとしては、四国カルストの中央に位置する地芳峠に国道 440 号が通り、その峠より西に向けて県道が延びており、天狗高原の南側の国道 439 号に接続している。



景観重点区域

名称	地区の概要	区域
ししまる地区	国号 440 拡幅工事により国道の整備、沿道建物の建て替えが進み梶原の顔となる賑わいある街なみを形成している	国道 197 号と国道 440 号の交差点から三嶋神社までの区間で国道 440 号沿道
神在居地区	本自然地形に沿って緩やかな線形の石積による棚田が形成され、良好な景観が保たれている	千枚田とそれを囲む道路沿線とする
四万十川源流ゾーン	長い歳月のなかで形づくられた美しい河川景観を形成している	梶原川・四万川川・北川の第一稜線まで
歴史・文化が薫るゾーン 〔脱藩の道・茶堂〕	町内を横断するように「脱藩の道」が走っている。脱藩の道が通っている集落と集落の境には「茶堂」が今もなお残っている。茶堂は梶原を訪れる旅人を優しくもてなし、梶原独自の人情の細やかさ、もてなしの文化が息づく文化的景観を形成している	脱藩の道沿いに 20m、茶堂群
四国カルストゾーン	白い石灰石が点在し、夜は満点の星空を望むことのできる美しい自然の中にあり圧巻の景観を形成している	四国カルスト縦断線から梶原町側へ 100m

■景観重点区域図



景観重点区域	
ししまる地区	
神在居地区	
四万十川源流ゾーン	
歴史・文化が薫るゾーン (脱藩の道・茶室)	
四国カルストゾーン	

- 3) 梶原町全体におけるまちづくりの将来像
まちづくりの将来像を以下のように設定する。

〈まちづくりの将来像〉
緑豊かな山々に包み込まれ、「やすらぎ」と「もてなし」
のある景観形成

4) 景観計画区域の特性区分

本町の景観の特性、住民意向等を勘案して本計画におけるゾーン・軸に区分整理し、この特性を基本に景観重点区域を設定した。

ゾーン・軸	
ゾーン	集落 ・ 集落景観ゾーン ・ 町中心部 ・ 千枚田を含む農用地
	森林 ・ 公園の景観ゾーン ・ 四国カルスト ・ 四万十川源流の森 ・ その他森林
ゾーン・軸	
軸	かわの景観軸 ・ 梶原川 ・ 四万川川 ・ 北川川
	みちの景観軸 ・ 坂本龍馬脱藩の道 ・ 維新の道

第4章 重点区域の良好な景観の形成に関する方針

1) ししまる地区の良好な景観の形成に関する方針

(1) 景観形成の基本目標

ししまる地区の景観形成の基本目標を以下のように設定する。

〈景観形成の基本目標〉

緑豊かな山々に包み込まれ、「やすらぎ」と「もてなし」のある
街並み景観の形成を目指す。

(2) 景観形成の基本方針

① にぎわいある幹線道路沿道景観の創出

国道440号沿道の国道景観軸は、街並みの連続性に配慮した、町の中心部として、にぎわいある景観形成を図る。

街路空間は、歩行を快適にするため、電線類の地中化や広告・看板類の統一、自然素材を活用した舗装材などの工夫を図る。

② うるおいある水辺景観の整備

市街地内を緩やかに流れる栲原川の河川景観軸は、御幸橋を含む4つの橋梁、計画されている水辺公園及び河床、護岸等の整備を通して、清流に親しむうるおいある景観形成を図る。

③ 栲原らしい歴史・文化の香り漂う景観の形成

「吉祥寺」、「三島神社・御幸橋」、「六志士墓地・茶堂周辺」、「川西路地区構造改善センター・維新の門群像周辺」の4つの地域景観拠点、中心市街地を取り囲む場所に位置し、国道軸をはじめ、市街地の至る所から見える重要な眺望点である。これらの地域景観拠点周辺については、建築物等を維持・保全し、栲原らしい地域特性を活かした景観形成を図る。

また、市街地内の歴史・文化的景観資源である「ゆすはら座」や「歴史民俗資料館」などの地域景観拠点は、歴史ある建物等を活用・保全し、歴史・文化の香り漂う良好な景観形成を図る。

④ 既成市街地における建築物、工作物等の景観誘導

市街地内の建築物等については、建物意匠の基調的デザインの統一を検討し、周辺景観と調和した街なみ景観の形成を図る。

⑤ 市街地の背景となる森林の保全

市街地周辺の背景となる森林は、本地区の景観を形づくる上での重要な景観要素の1つであり、その森林景観の保全・育成に努めるとともに、屋外広告物等のコントロールを行う。

2) 神在居地区の良好な景観の形成に関する方針

(1) 景観形成の基本目標

神在居（千枚田）地区の景観形成の基本目標を以下のように設定する。

〈景観形成の基本目標〉

山間農地における日本の原風景を未来に引き継ぎ、
いきいきとした農村景観の形成を目指す。

(2) 景観形成の基本方針

① 棚田を構成する石積の継承

本地区は、自然地形に沿って緩やかな線形の石積による棚田が形成され、良好な景観が保たれている。今後も石積による棚田を保全することを基本として、石積の修繕を図りながらこれまで受け継いできた良好な農地景観を未来へと継承する。

② 積極的な農業活動の仕組みづくり

棚田景観は、農業的土地利用が維持されることによって守られるものである。そこで、平成4年から開始した「千枚田のオーナー制度」の継続も含め、継続的な農業活動の仕組みを構築し日本の農村の原風景を未来へと継承する。

③ 周辺景観と調和した建築物等の誘導

棚田周辺の集落においては、建物形態、屋根、壁面の色彩・素材等の誘導により、周辺景観と調和した集落景観の形成を図る。

また、電柱、電灯等の景観阻害要素の修景・移設等や周辺景観と調和した道路舗装面の修景等も考慮する必要がある。

3) 四万十川源流ゾーンの良好な景観の形成に関する方針

(1) 景観形成の基本目標

四万十川源流区域の景観形成の基本目標を以下のように設定する。

〈景観形成の基本目標〉

四万十川源流域の美しい自然景観を地域の財産として
守り、育て更に価値を高める河川景観の形成を目指す。

(2) 景観形成の基本方針

① うるおいある水辺景観の整備

日本最後の清流四万十川の支流の3本の河川がそれぞれ豊富な水を下流へと運び、美しい自然景観を有している。今後もうるおいある景観形成を図る。

② 四万十川源流域の文化的景観

四万十川源流域は、今も生活や生業との結びつきが深い多様な文化的景観を有し美しい景観を織りなしている。今後もこのすばらしい景観を活用・保全し、価値を高めていくこととする。

③ 四万十川源流の河川景観と景観形成

四万十川源流域に位置し、梶原町固有の河川景観が形成されている。集落と集落を結ぶ沈下橋は河川と人とは関わる中で生み出された四万十川流域の宝物である。この地域の財産を大切に四万十川源流にふさわしい河川景観の形成を目指し未来へと引き継いでいく。

④ 周辺景観と調和した景観形成

四万十川条例との整合性もとりつつ、建物形態、色彩等、周辺景観や集落景観との調和を考えた河川景観の形成を図る。

4) 歴史・文化が薫るゾーン(龍馬脱藩の道・茶堂)の良好な景観の形成に関する方針

(1) 景観形成の基本目標

歴史・文化が薫る龍馬脱藩の道・茶堂群区域の景観形成の基本目標を以下のように設定する。

〈景観形成の基本目標〉

近代日本の礎を築いた人々に思いを馳せながら、四季折々の山々を楽しみ茶堂で旅人をもてなしてきた栲原固有のみち景観づくりを目指す。

(2) 景観形成の基本方針

① 栲原流もてなし術景観形成の維持

集落と集落の間にあり旅人を茶菓でもてなしてきた茶堂の文化的景観資源の保全・活用を図る。

② 自然景観を楽しむ景観形成

四季折々の美しい変化に富んだ自然景観を楽しむことのできる道としての景観づくりを進め観光振興、地域活性化を図る。

③ 歴史・文化的資源を活かした景観づくり

栲原独自の歴史・文化の香る資源を活かし、現代に受け継がれてきた「もてなし」の心を継承し、磨きをかけ積極的に農村文化の情報発信を行い資源の保全・活用を行っていく。

5) 四国カルストゾーンの良好な景観の形成に関する方針

(1) 景観形成の基本目標

四国カルストゾーンの景観形成の基本目標を以下のように設定する。

〈景観形成の基本目標〉

多くの人々を魅了し続ける幻想的な景観を維持し
観光振興につながる景観の形成を目指す。

(2) 景観形成の基本方針

① 四国カルストの特性を活かした景観形成

四国カルストの豊かな自然環境の保全を図ると共に町民や訪れる人たちが、楽しみ、やすらぐ景観形成を図る。

② 美しい自然豊かな恵みの水、山間景観の維持

四国カルストから湧き出る一滴の水が集まり四万十川へとつながっている。四国カルストの美しく雄大な自然は幻想的な景観を形成している。その美しい景観を維持し保全していく。

③ 四国カルストにおける建築物、工作物等の景観誘導

四国カルストにおける建築物、工作物については、建物意匠の高さ、色彩について、周辺景観と調和した自然景観の形成を図る。

第5章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

町民・事業者・町が協力して栲原町の魅力ある景観を活かした景観形成を進めるうえで大切な景観形成に対する目標を実現するために、日常生活の中から景観に関する様々な取組を実行し、長い視点にたち美しい景観を創っていくこととし、町の掲げる目標から大きく外れることのない決まりを定めます。

届出対象行為以外の建築物や工作物についても景観に配慮した一定のルールづくりが必要と考えます。このため、景観形成に向けた町の景観に関する情報発信、景観づくりについての取組みを共有できるように進めていきます。

1) 景観計画区域内における届出対象行為（景観重点区域を除く栲原町全域）

良好な景観を保全・形成するために、地域の景観に与える影響の大きい一定規模を超える、建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる模様替え又は色彩の変更で、次に掲げるものについては栲原町全域において、以下の行為を届出の対象行為となる。

■本町の美しい自然や歴史、文化を未来へと引き継ぎ良好な景観の形成を図るため、あらかじめ行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日、を町長に届け出るものとする。

届出を要する行為の内容	規模
建築物の新築、増築、改築	建築面積 200 m ² 又は高さが 10mを超えるもの
建築物の外観を変更する修繕、模様替え又は色彩の変更	建築面積 200 m ² 又は高さが 10mを超えるもの
工作物の新設、増設、改装	高さ 5mを超えるもの又は建築面積 1,000 m ² 以上のもの
工作物の外観を変更する修繕、模様替え又は色彩の変更	高さ 5mを超えるもの又は建築面積 1,000 m ² 以上のもの
自動販売機の新設、増設、改装	高さ 1.5mを超えるもの
土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更及び屋外における物品の集積又は貯蔵	屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積にあっては、体積面積が 1,000 m ² 又は高さ 3mを越えるもの

届け出る必要のない行為

- ・ 上記の規模に満たない行為
- ・ 災害のために必要な応急処置的な行為
- ・ 森林の除・間伐や自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採など、通常の管理行為・林業行為、軽易な行為

2) 景観重点区域における届出行為（5 区域共通）

■本町の美しい自然や歴史、文化を未来へと引き継ぎ良好な景観の形成を図るため、あらかじめ行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日を町長に届け出るものとする。

届出を要する行為の内容	規模
建築物の新築、増築、改築	建築面積 100 m ² 又は高さが 10mを超えるもの
建築物の外観を変更する修繕、模様替え又は色彩の変更	建築面積 100 m ² 又は高さが 10mを超えるもの
工作物の新設、増設、改裝	高さ 1.5mを超えるもの又は築造面積 10 m ² 以上のもの
工作物の外観を変更する修繕、模様替え又は色彩の変更	高さ 1.5mを超えるもの又は築造面積 10 m ² 以上のもの
自動販売機の新設、増設、改裝	高さ 1.5mを超えるもの
土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更及び屋外における物品の集積又は貯蔵	屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積にあつては、体積面積が 100 m ² 又は高さ 3mを越えるもの

届け出る必要のない行為

- ・ 上記の規模に満たない行為
- ・ 災害のために必要な応急処置的な行為
- ・ 森林の除・間伐や自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採など、通常管理行為・林業行為、軽易な行為

※工作物

工作物は以下に掲げるものとする

- (1) 門、塀、垣根、柵、擁壁その他これらに類するもの
- (2) 鉄筋コンクリート柱、鉄柱その他これらに類するもの
- (3) 公衆電話、物置、標識、照明灯その他これらに類するもの
- (4) 電気供給のための電線類又は有線電気通信のための線路もしくは空中線形（その支持物を含む）

上記に自動販売機は含まない

3) 景観計画区域における行為の規制に関する事項

良好な景観を保全・形成するうえで特に大きな影響を及ぼす規模の建築行為等を対象とした行為の制限として、景観形成基準を次のとおり定める。ただし、町長が認めるものについてはこの限りではない。(景観計画区域全体・梶原町全体・・・重点的に景観形成を図る地区は別に定める)

梶原町全域 共通基本事項 (景観重点区域を除く)

行為	規模
建築物の新築、増築、改築 外観を変更する修繕、模様替え又は色彩の変更	・高さ 原則として 13mまでとする 公共施設は除く ・色彩 鮮やかな原色は避け、周辺の景観に調和するものとする 太陽光発電施設を設置する場合は屋根の色と調和のとれた色彩とする ・外観 屋根の形状は傾斜屋根とする 地域の景観を特徴づける素材、その他これに類する自然素材の活用努めるものとする 空や山といった景観に大きな影響を与えないように努める
工作物の新設、増設、改装 外観を変更する修繕、模様替え又は色彩の変更	・高さ 稜線を分断しないように 13m以下となるように工夫する ・色彩 鮮やかな原色、蛍光色は避け、周辺の景観と調和するよう奇抜なものは避ける
自動販売機の新設、増設、改装	・色彩 周辺の景観に調和するように努める
土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更及び屋外における物品の集積又は貯蔵	・周辺景観及び周辺環境に配慮し修景措置や緑化措置を講じること ・擁護壁等の構造物を設ける場合は最小限にする ・造成に関わる切土及び盛土の量はできるだけ少なくする
木竹の伐採	・周辺景観への影響に配慮し、伐採を行った場合は、緑化に努める
堆積	・露出を避け容易に見えない措置を講ずる

4) 景観重点区域における行為の規制に関する事項

区域ごとに定める美しい景観を守り、育てるためのルール

(1) ししまる地区

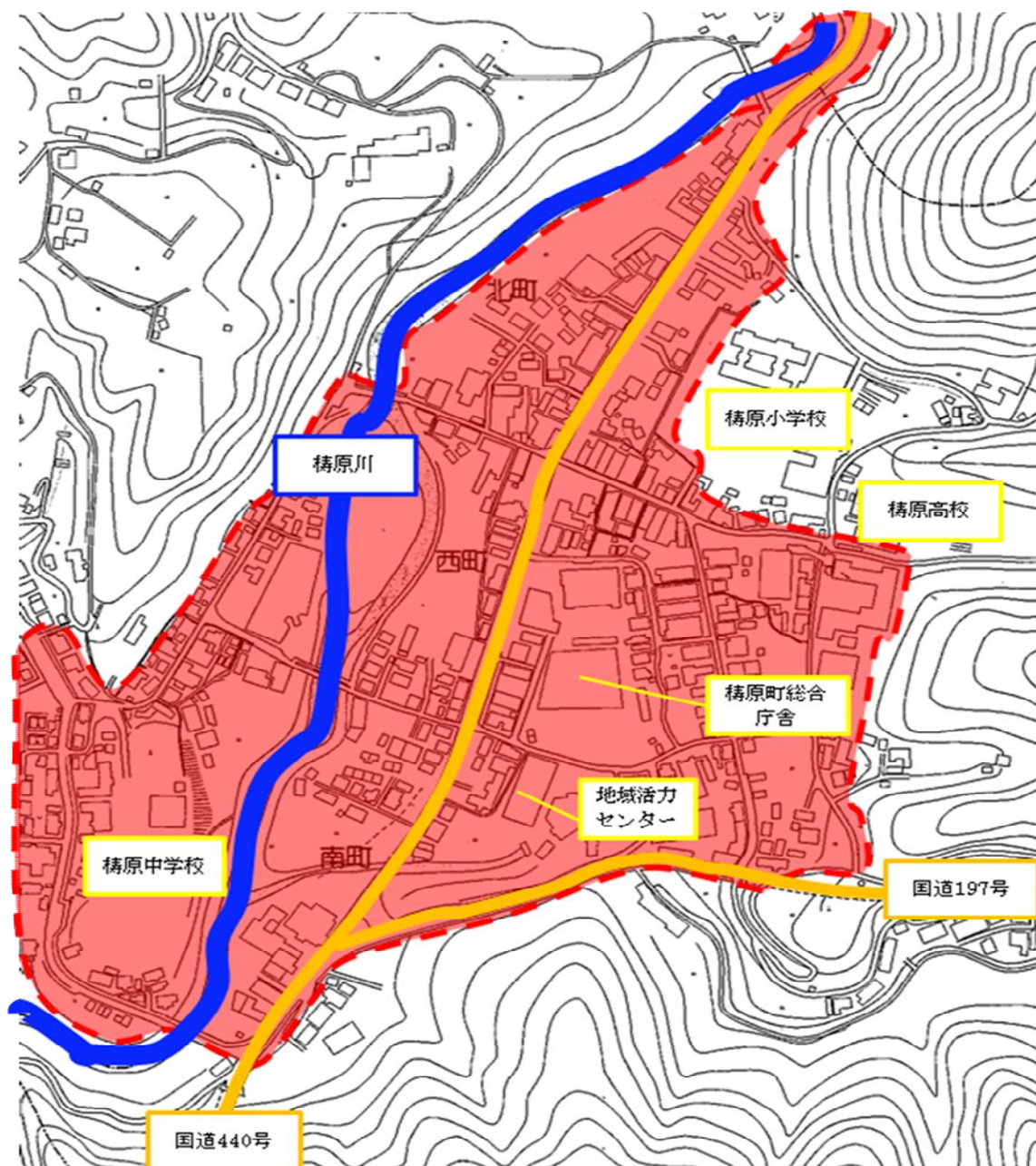
行為	規模
建築物の新築、増築、改築 外観を変更する修繕、模様替え又は色彩の変更	・高さ 原則として二階建て（10m）までとする 公共施設は除く ・色彩 自然色を基本とし、鮮やかな原色は避け、周辺の景観に調和するものとする ・外観 屋根の形状は傾斜屋根とする。軒の出寸法は、50cm以上とする 地域の景観を特徴づける素材、その他これに類する自然素材の活用に努めるものとする ・素材 屋根は原則として瓦を基本とする
工作物の新設、増設、改装 外観を変更する修繕、模様替え又は色彩の変更	・高さ 13mを超えない ・色彩 マンセル値 10 未満 周辺の景観と調和するよう奇抜なものは避ける 大規模な工作物は茶系を中心とした色彩に努める ・外観 自然素材を可能な限り使用し、それによりがたい場合は形状・素材感の工夫を図る 道路に面する部分は、花壇等を設置し、植栽に努める 周辺景観との調和に配慮する
自動販売機の新設、増設、改装	・色彩 マンセル値 10 未満 ・外観 可能な範囲で木製建具で囲むように努める
土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更及び屋外における物品の集積又は貯蔵	・周辺景観及び周辺環境に配慮し、芝、低木、中高木の植栽等必要な修景措置や緑化措置を講じること ・擁護壁等の構造物を設ける場合は最小限にする ・造成に関わる切土及び盛土の量はできるだけ少なくする

行為	規模
木竹の伐採	・周辺景観への影響に配慮して検討すること。伐採を行った場合は、その周辺環境が良好に維持できるように緑化措置を講じるように努める
堆積	・優れた景観有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあっては、その保全に配慮した堆積とすること

その他

照明・イルミネーションなど夜間も美しい景観づくりに配慮する。室外機やアンテナといった住宅設備、屋外広告物、については住民や事業者への理解を得ながら周囲の景観と調和するように努める。

■景観重点区域（ししまる地区）〔届出対象区域・・・国道197号と国道440号の交差点から三嶋神社までのまちなか区間〕

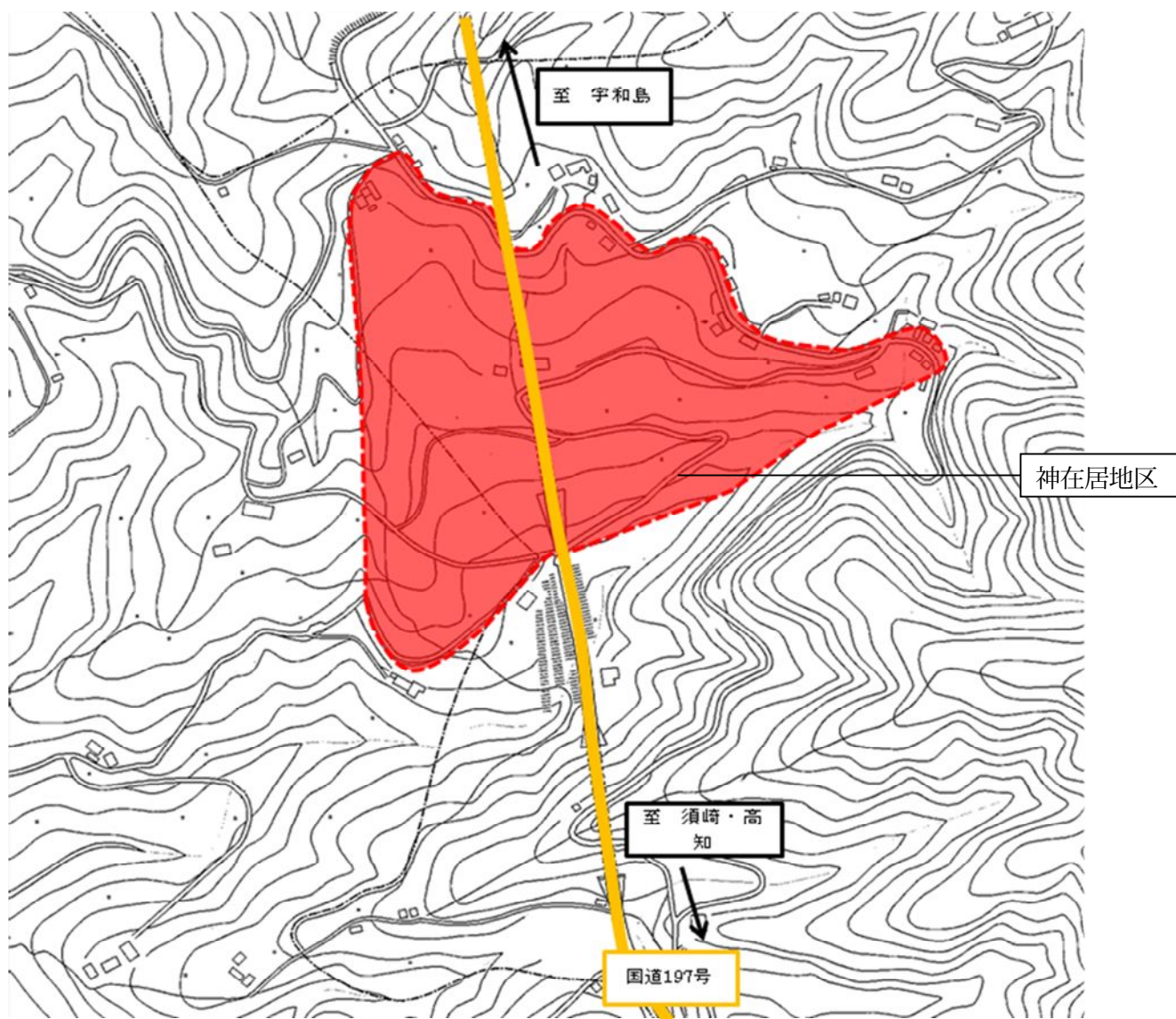


(2) 神在居地区

行為	規模
建築物の新築、増築、改築 外観を変更する修繕、模様替え又は色彩の変更	・ 高さ 原則として二階建て（10m）までとする 公共施設は除く ・ 色彩 色彩は自然色を基本とし、鮮やかな原色は避け周辺の建物や自然景観との連続性に配慮し調和を図るものとする ・ 外観 屋根の形状は傾斜屋根とする 稜線を分断しないようにする
工作物の新設、増設、改装 外観を変更する修繕、模様替え又は色彩の変更	・ 高さ 13mを超えない ・ 色彩 周辺の景観と調和するよう奇抜なものは避ける ・ 外観 自然素材を可能な限り使用し、それによりがたい場合は形状・素材感の工夫を図る 周辺景観との調和に配慮する 工作物の周辺は緑化に努める ・ 石積 既存の石積の保全に努め、石組による棚田の良好な景観保全を進める。農業等の振興を図る上でやむを得ず石積の形状を変更する場合は、周辺景観との調和に配慮し、修景措置を講じること
自動販売機の新設、増設、改装	・ 色彩 マンセル値 10 未満 ・ 外観 可能な範囲で木製建具で囲むように配慮する
土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更 及び屋外における物品の集積又は貯蔵	・ 高さ 稜線を分断しないようにできる限り自然の地形を活かすように努める ・ 法面が生じる場合は、周辺景観及び周辺環境に配慮し、必要な修景措置や緑化措置を講じること ・ 擁護壁等の構造物を設ける場合は最小限にする ・ 造成に関わる切土及び盛土の量はできるだけ少なくする

行為	規模
木竹の伐採	・周辺景観への影響に配慮して検討すること。伐採を行った場合は、その周辺環境が良好に維持できるように代替措置（植栽等）を講じるように努める
堆積	・優れた景観有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあつては、その保全に配慮した堆積とすること

■景観重点区域（神在居地区）〔届出対象区域・・・千枚田とそれを囲む道路沿線とする。〕

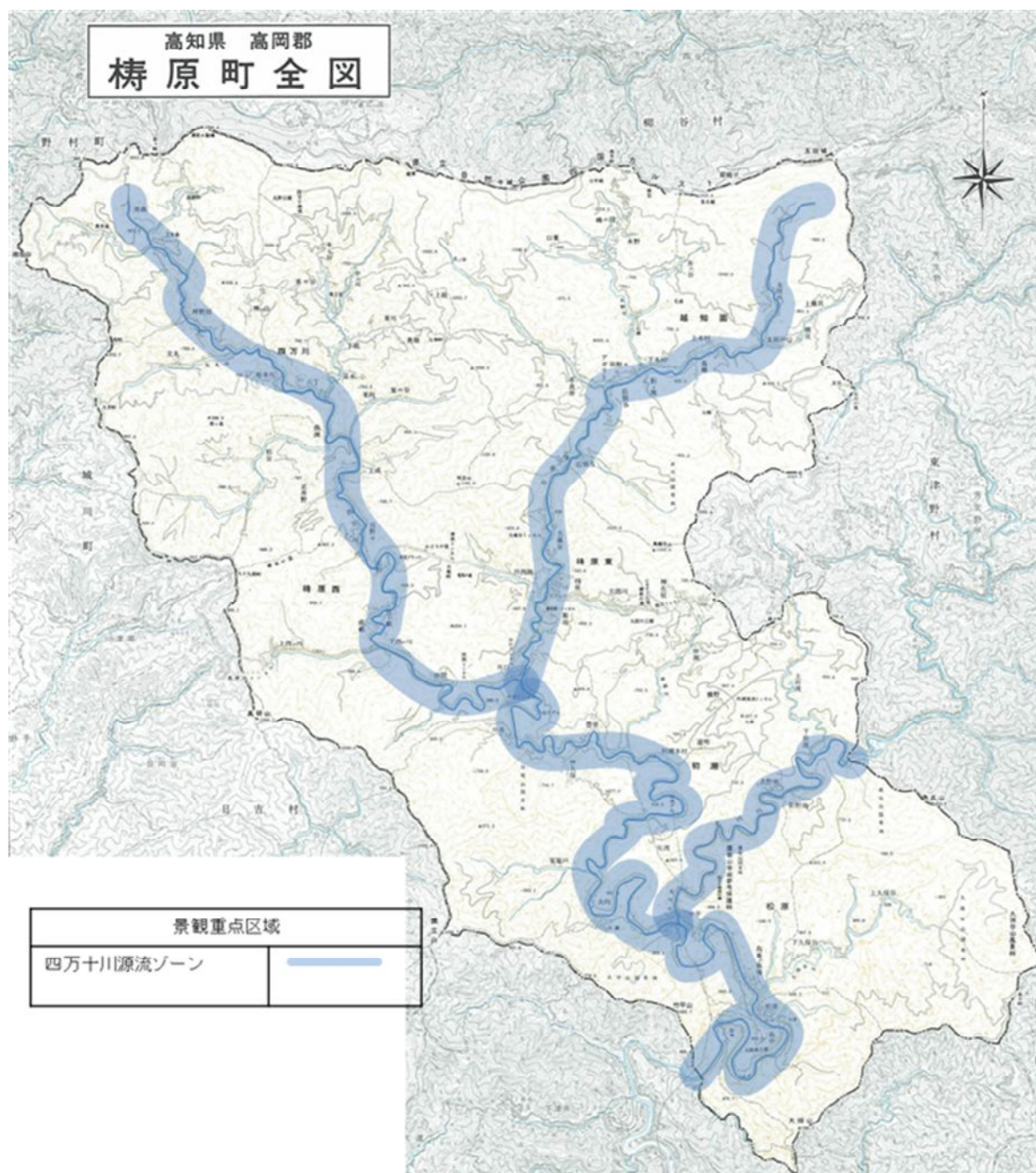


(3)【四万十川源流ゾーン】

- ・第一種区域・・・文化的景観の価値として重要な区域で特に重点的に景観を守り育てる区域（河川沿いから最初の道路まで）
- ・第二種区域・・・第一種区域の周囲及び後背地（第一種区域から第一稜線まで）

行為容	規模	
	第一種区域	第二種区域
建築物の新築、増築、改築 外観を変更する修繕、模様替え 又は色彩の変更	・高さ 原則二階建て（10m）までとする ・色彩 周辺の景観と調和するものであること ・外観 傾斜屋根、適度な軒の出を有するように努める 地域の景観を特徴づける素材、その他これに類する自然素材の活用に配慮する	・高さ 二階建て以下とする 稜線を分断しないこと ・色彩 周辺の景観と調和するものであること ・外観 地域の景観を特徴づける素材、その他これに類する自然素材の活用に配慮する
工作物の新設、増設、改裝 外観を変更する修繕、模様替え 又は色彩の変更	・高さ 13mを超えない ・色彩 マンセル値 10 未満 周辺の景観と調和するものであること	高さ 稜線を分断しないこと ・色彩 マンセル値 10 未満 周辺の景観と調和するものであること
自動販売機の新設、増設、改裝	・色彩 マンセル値 10 未満	・色彩 マンセル値 10 未満
土石の採取、鉱物の掘採その他 土地の形質の変更及び屋外における物品の集積又は貯蔵	・高さ 稜線を分断しないようにできる限り自然の地形を活かすように努める ・法面が生じる場合は、周辺景観及び周辺環境に配慮し、必要な修景措置や緑化措置を講じること ・擁護壁等の構造物を設ける場合は最小限にする	・高さ 稜線を分断しないようにできる限り自然の地形を活かすように努める ・法面が生じる場合は、周辺景観及び周辺環境に配慮し、必要な修景措置や緑化措置を講じること ・擁護壁等の構造物を設ける場合は最小限にする

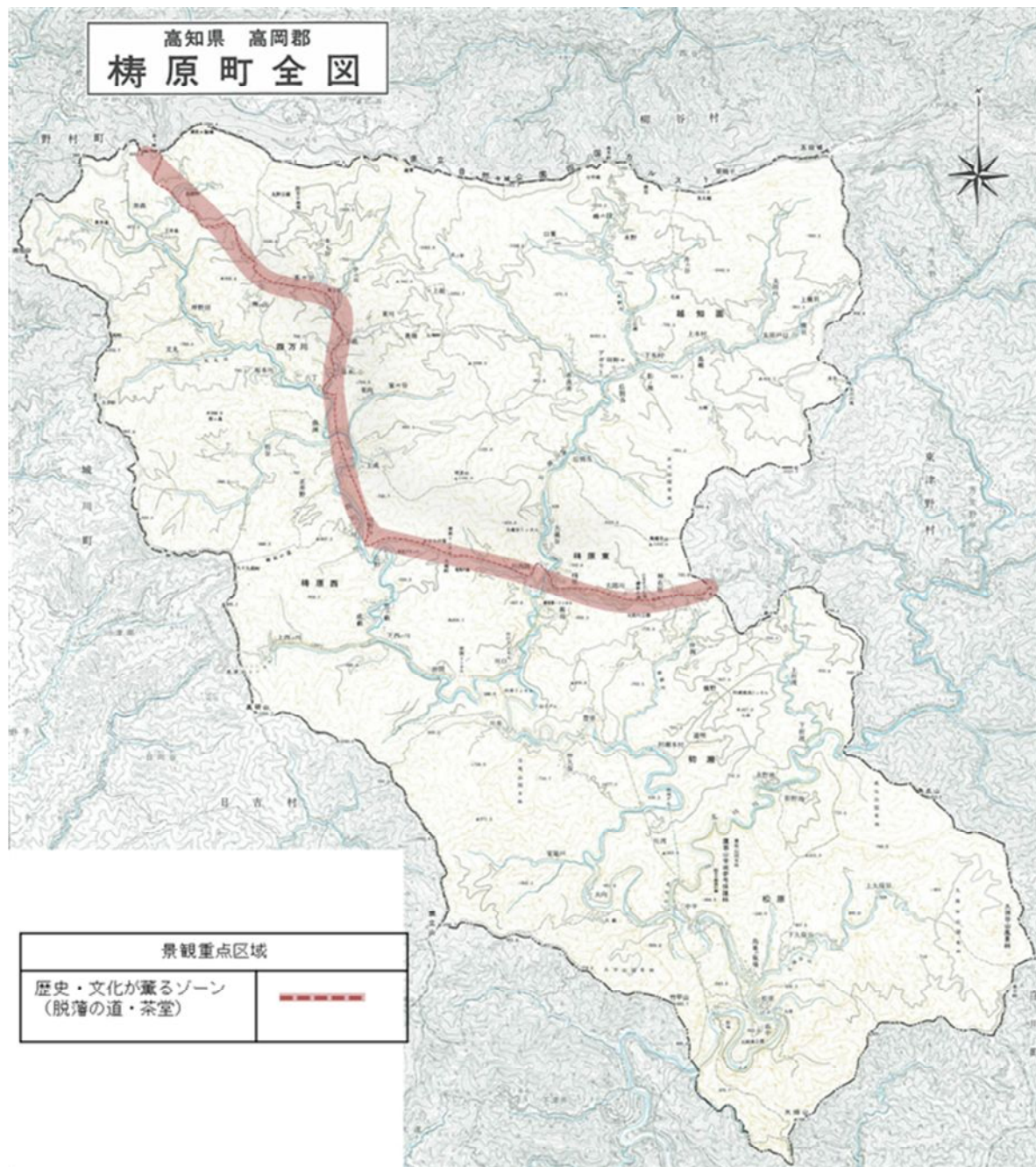
■景観重点区域（四万十川源流ゾーン）（梶原川・四万川川・北川の第一稜線まで）



(4)【歴史・文化の香るゾーン（脱藩の道・茶道）】

行為	規模
建築物の新築、増築、改築 外観を変更する修繕、模様替え又は色彩の変更	・ 高さ 原則として二階建て（10m）までとする ・ 色彩 周辺の建物や自然景観との連続性に配慮し調和を図るとともに、周辺の景観との調和についても配慮する ・ 外観 周囲の山なみとの調和を図るため、傾斜屋根を用いるなど稜線に配慮する
工作物の新設、増設、改装 外観を変更する修繕、模様替え又は色彩の変更	・ 高さ 13mを超えない ・ 色彩 周辺の景観と調和するよう奇抜なものは避ける ・ 外観 自然素材を可能な限り使用し、それによりがたい場合は形状・素材感の工夫を図る
自動販売機の新設、増設、改装	・ 色彩 マンセル値 10 未満 ・ 外観 可能な範囲で木製建具で囲むように配慮する
土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更 及び屋外における物品の集積又は貯蔵	・ 高さ 稜線を分断しないようにできる限り自然の地形を活かすように努める ・ 法面が生じる場合は、周辺景観及び周辺環境に配慮し、必要な修景措置や緑化措置を講じること ・ 擁護壁等の構造物を設ける場合は最小限にする

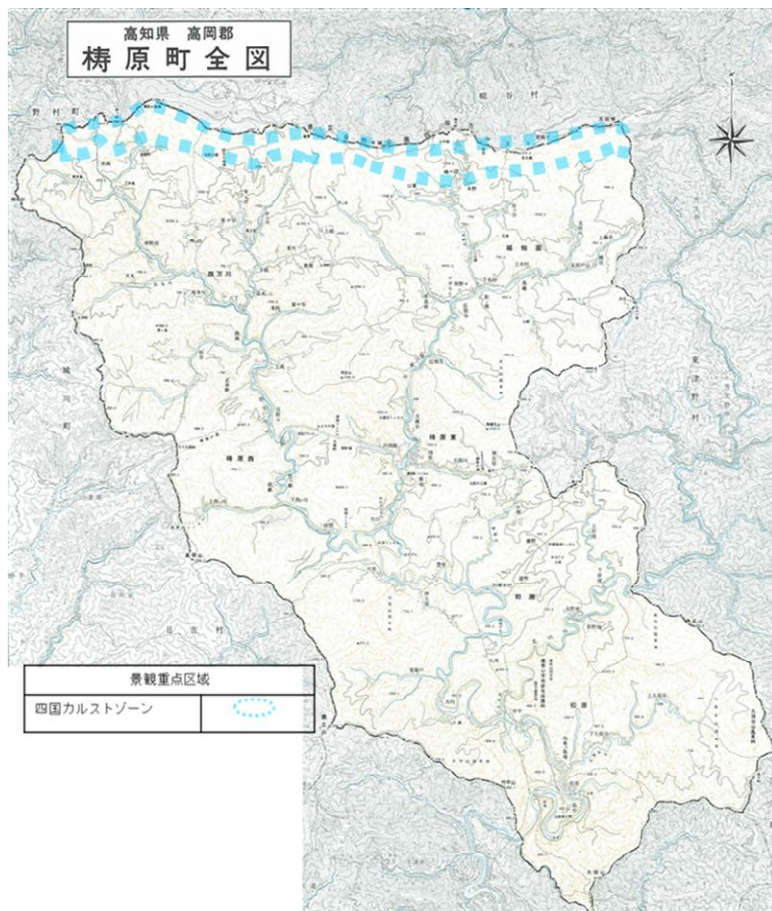
■景観重点区域（歴史・文化が薫るゾーン）脱藩の道・茶堂〔脱藩の道沿いに20m、茶堂群〕



(5)【四国カルストゾーン】

行為	規模
建築物の新築、増築、改築 外観を変更する修繕、模様替え又は色彩の変更	・高さ 13mまでとする 公共施設は除く ・色彩 周辺の景観に調和するものとする
工作物の新設、増設、改装 外観を変更する修繕、模様替え又は色彩の変更	・高さ 13mを超えない 眺望景観を阻害しないこと ・色彩 周辺の景観と調和するよう奇抜なものは避ける
自動販売機の新設、増設、改装	・色彩 マンセル値 10 未満
土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更 及び屋外における物品の集積又は貯蔵	・周辺景観及び周辺環境に配慮し修景措置を講じること
堆積	・優れた景観有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあっては、その保全に配慮した堆積とすること

■景観重点区域 四国カルストゾーン〔四国カルスト横断線から梶原町側へ100m〕



第6章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

1) 景観重要建造物の指定方針

町民に親しまれている建造物（建築物及び工作物）の外観において、道路やその他の公共の場所から誰もが容易に見ることができ、次に示す項目のいずれかに該当する建造物を、景観形成上重要な建造物として指定する。

- ・ 優れたデザインを有し、地域のシンボリックな存在であり、良好な景観形成に寄与するもの
- ・ 地域の自然、歴史、文化、生活などからみて、これらの特性が形として現れたもので、梶原を象徴する建造物であるもの
- ・ 外観が伝統的様式や技法で構成され、梶原の歴史、生活、文化の感じられるもの
- ・ 周辺景観の核となり、街並みの雰囲気醸し出しているもの

景観重要建造物
茶堂群、川西路地区構造改善センター、ゆすはら座、 梶原町総合庁舎
景観重要建造物候補
吉祥寺、掛橋邸、三嶋神社群

2) 景観重要樹木の指定方針

当該樹木の樹姿が、道路その他公共の場所から誰でも容易に見ることができ、次に示す項目のいずれかに該当する樹木を、景観形成上重要な樹木として指定する。

- ・ 町民に親しまれ周辺景観の核となっているもの
- ・ 樹姿（樹高や樹形）が、地域のシンボリックな存在であり、良好な景観形成に寄与するもの
- ・ 樹木がアイストップに位置するなど、地域の景観形成に取り組む上で重要な位置にあるもの

景観重要樹木
ハリモミ（三嶋神社境内）
景観重要樹木候補
街路樹など

第7章 屋外広告物設置に関する行為の制限に関する事項

屋外広告物は、多様な情報の提供や案内、まちの表情や活力の創出、賑わいをもたらす効果がある一方で、屋外広告物の氾濫や過剰に設置されることで、景観を損ねる一面も指摘されています。

屋外広告物はまちなみや自然景観の中で極めて大きな影響を持つ構成要素の一つです。町としては、面積や色彩・デザイン・素材などについて周辺景観に配慮がなされるように誘導する役割を担いつつ、一定のルールづくりを定めていきます。

1) 梶原町全域

景観形成の重要な要素である屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関しては、「高知県屋外物条例」及び「四万十川条例」を遵守することを基本とします。

〈屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する行為制限の方針〉

- ・ 色彩は、高彩度の奇抜な色を避けるため、原則としてマンセル値が10未満で、かつ周辺の景観と調和する色彩を基調とし、蛍光色は使用しないこととします。
- ・ 大きさ、材料、ともにまちなみに調和し、周囲に違和感を与えないものとします。形態は、梶原産の材料を使用することがのぞましい。

第8章 景観重要公共施設の整備に関する事項

1) 重点的に景観形成を図る施設

町民に親しまれている公共施設（道路、橋梁、河川）のうち、景観形成上、周囲の景観に大きな影響を及ぼす次に示す公共施設を、景観形成上重要な公共施設として、良好な景観の形成に町民・事業者等に行政が先導的な役割を果たしていくために指定し位置づけた。

なお、指定に際しては、国、県など関係機関と協議を行った。

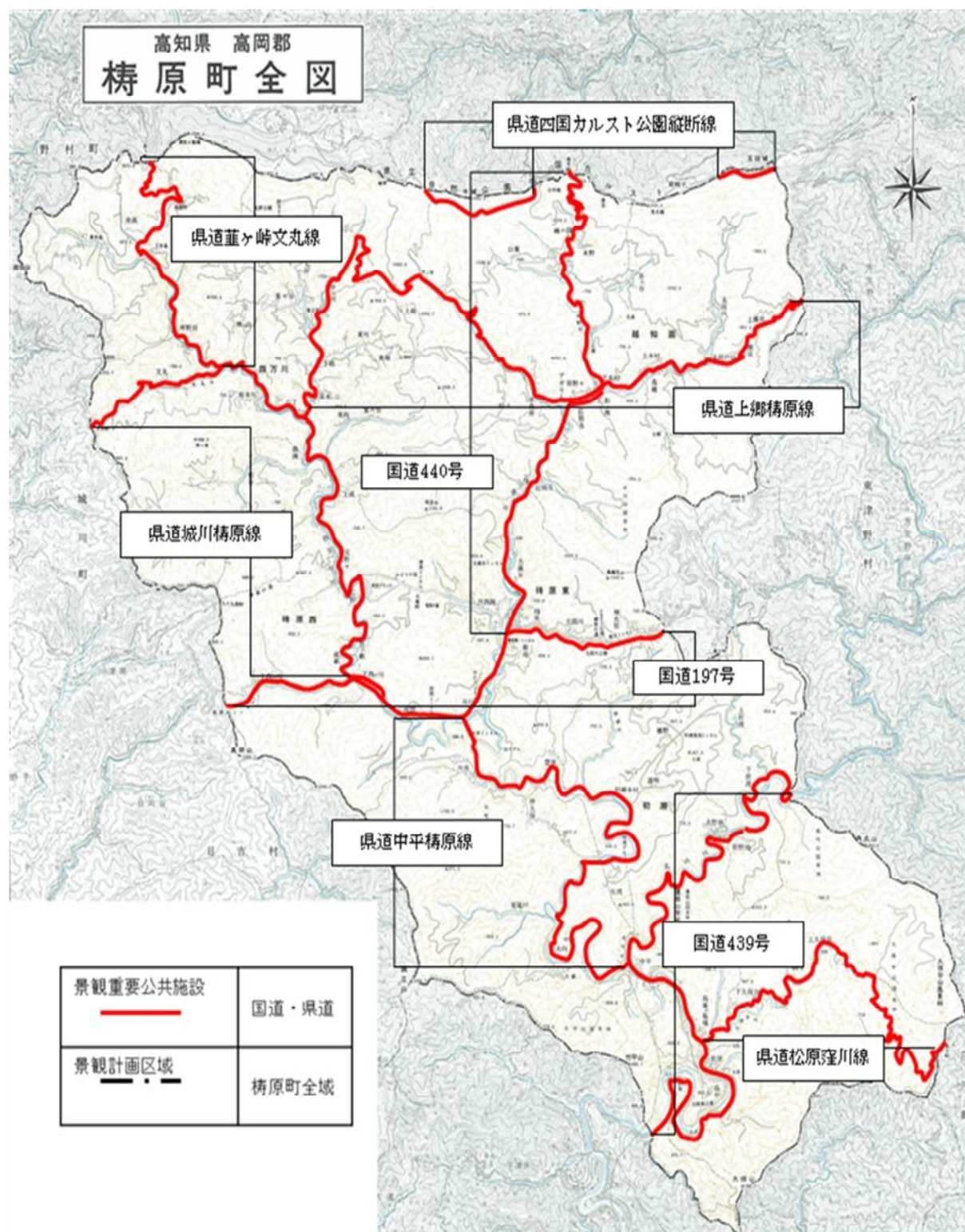
今後は、運用していく上で国、県と連携を図るとともに協議しながら整備を進めていくこととする。

景観重要公共施設の整備に関する方針

- ・ 沿道の景観軸は、街なみの連続性に配慮し、町の中心部としてにぎわいある景観形成を図る。
- ・ 街路空間は、歩行を快適にするため、電線類の地中化や自然素材・景観に配慮した舗装材などの工夫を図る。
- ・ 街路樹や植栽を整備し、その適正な維持・管理を図る。
- ・ 防護柵及び照明などは、主たる表層材には自然素材を使用する。
- ・ 車道及び歩道の仕上げや交通安全施設、標識の標柱などは、周辺の景観が映えるような色彩・デザインとし、自然景観と調和した素材の活用を推進する。
- ・ その他、道路付属物については、周囲の街なみと調和する色とする。
- ・ 梶原町内を緩やかに流れる梶原川の河川景観軸は、神幸橋を含む4つの橋梁、計画されている水辺公園及び河床、護岸等の整備を通して、清流に親しむ潤いある景観形成を図る。
- ・ 水辺の環境を保全するとともに、河川管理とあわせ快適で楽しい散歩ができる道づくりを推進する。
- ・ 河川を整備するときは眺望景観を大切にするとともに自然素材を活用した整備を推進する。

種類	指定方針	指定
道路 (橋梁も含む)	景観計画区域内の景観形成に大きな影響を及ぼす道路	町内の国道・県道・町道
河川	景観計画区域内の景観形成に大きな影響を及ぼす河川	梶原川・四万川川・北川

■ 景観重要公共施設位置図（道路）



■ 景観重要公共施設位置図（河川）

